

専門部会規定

第1章 総則

(目的)

第1条 定款第45条第3項に基づき、専門部会に関する細部を規定する。

(専門部会)

第2条 専門部会は、総務部、競技部、経理部、強化部、普及部、審判部、記録情報部、資格審査部、検定部、広報部、女性部、指導者研修部の12部とし、各専門事項に関する会務を処理する。

(組織)

第3条 各部は部長1人、副部長若干名、部員数名で組織する。

(任務・運営)

第4条 各部長は、その任務遂行について責任を負う。

2 各部は、それぞれ部会を開催しその専門事項に関する会務を処理する。

3 各部長は、事業計画及び事業報告を理事会に報告し承認を得る。

(招集)

第5条 部会は、その部の部長が招集する。

第2章 各部の業務

(総務部)

第6条 総務部は、各専門部と連携して次の各号について処理する。

(1) 本協会の年間事業計画の立案

(2) 競技会開催にあたっての諸機関との連絡調整、必要書類の作成とその交渉。

(3) 諸会議の運営と進行の円滑化。

(4) 各専門部との連絡調整、本協会の諸事業の運営の円滑化。

(5) 事務局と連携して次の項目について処理する。

① 規約、規定、組織、制度などに関する研究、改善。

② 栄章表彰、式典、開閉会式などの企画、実施。

③ 本協会旗、標旗などの保管。

(6) 本協会の印刷物を総括的に把握。

(7) 競技大会、全国大会代表選手などの医療関係の処理。

(8) その他、他の部に属しない事項の処理。

(競技部)

第7条 競技部は次の各号について処理する。

- (1) 本協会の各競技会に関わる年間計画の作成。
- (2) 競技大会の競技種目、競技の日程の計画。
- (3) 競技大会のプログラム編成計画の作成。
- (4) 競技大会の参加申し込み基準の作成。
- (5) 競技大会の競技注意事項の作成。

(経理部)

第8条 経理部は、事務局と連携して次の各号について処理する。

- (1) 本協会の一般会計及び特別会計の予算編成及び決算を行う。
- (2) 各専門部の予算請求、予算執行。
- (3) 金銭の収受及び支出に関する事項。
- (4) 備品及び物品購入計画の作成。
- (5) 本協会主催事業に関わる予算及び決算。
- (6) 本協会の代表チームや選手の合宿・遠征に係わる予算及び決算。
(強化部、普及部と連携して)
- (7) その他経理に関する事項。

(強化部)

第9条 強化部は次の各号について処理する。

- (1) 日本陸連競技者育成プログラム及び富山県体育協会強化事業に合致した強化計画及び強化基本方針の策定に関する事。
- (2) 一環指導の研究と実践に関する事。
- (3) 加盟団体(学連・高体連・中体連・小学校・各クラブ)との連絡調整に関する事。
- (4) 富山県体育協会、日本陸連、富山県スポーツ医科学トレーニング推進室との連絡調整に関する事、及びスポーツ医科学トレーニング推進事業の強化指定に関する事。
- (5) 富山県体育協会強化競技者及びスタッフの指定に関する事。
- (6) 国民体育大会の選手選考案作成に関する事。
- (7) 本協会の標準記録作成に関する事。
- (8) 強化関連事業に関わる予算編成(特別会計)及び決算に関する事。
- (9) 上記項目を円滑に、効果的に執行するため以下の係りを置き、総合的に推進する。
 - ①ブロック主任(短距離、障害、中長距離、競歩、跳躍、投擲、駅伝)
 - ②カテゴリー別責任者(U-12、U-15、U-18、U-23+エリート、駅伝プロジェクト)

(普及部)

第10条 普及部は強化部と連携して次の各号について処理する。

- (1) 陸上競技の普及対策(小学生陸上、ジュニア育成事業、記録会、練習会など)企画運営。

- (2) クラブチームの掌握、指導に関すること。
- (3) 発育、発達に応じたトレーニング方法の研究。
- (4) コーチ会議や研修会の企画、運営。(強化部と連携して遂行)
- (5) 指導者名簿の作成。(強化部と連携して遂行)

(審判部)

第 11 条 審判部は次の各号について処理する。

- (1) 競技大会審判員の組織構成を事務局に提出。
- (2) 審判員の資質向上を目指して講習会を企画・運営。
- (3) 公認審判員の資格審査、資格申請手続き、公認審判員手帳・公認審判員マーク・バッジなどの発行及び管理。
- (4) 日本陸連への公認審判員昇格用推薦書作成およびその手続き。
- (5) 公認審判員名簿の作成、整理・保管。
- (6) 公認審判員からの登録会費の納入状況の把握(経理部、事務局と連携して)
- (7) その他、審判員にとって必要と思われる事項の審議、理事会への提案。

(記録情報部)

第 12 条 記録情報部は次の各号について処理する。

- (1) 内外記録の調査・収集と整理・保管。
- (2) 日本陸連の各種競技大会の記録公認申請手続き。
- (3) 20傑記録の編成と年鑑記録編集委員会への提出。
- (4) 各種統計を作成。
- (5) 各競技大会の記録用紙の準備・補充。
- (6) 陸上競技に関するすべてのデータの管理・保管。
- (7) 陸上競技に関する情報機器の整備、管理。
- (8) 競技大会及び記録会などの記録の整理・保管。

(資格審査部)

第 13 条 資格審査部は次の各号について処理する。

- (1) 競技者の資格審査、本協会及び日本陸連への登録手続き。
- (2) 競技者の登録費の徴収、事務局への納入。
- (3) 競技会の役員及び競技者などのアマチュア資格についての審査。
- (4) アマチュア資格についての解釈と研究。

(検定部)

第 14 条 検定部は次の各号について処理する。

- (1) 競技場、競走路、競歩路の調査及び設置に関する事項。
- (2) 競技用備品、器具及び用具の調査・検定・指導に関する事項。
- (3) 公認競技場・競走路。

(広報部)

第 15 条 広報部は次の各号について処理する。

- (1) 陸上競技に関するすべての広報活動
- (2) 本協会が発行する出版物（年間、記録集など）の立案・作成と販売。
- (3) 本協会公式ホームページの運営
- (4) 報道機関との連絡調整及び情報提供

(女性部)

第 16 条 女性部は次の各号について処理する。

- (1) 女性指導者及び審判員の発掘・養成。
- (2) 女子選手の育成及び強化指導。
- (3) 女性指導者研修会の企画・運営。

(指導者研修部)

第 17 条 指導者研修部は次の各号について処理する。

- (1) スポーツ指導者研修に関わる計画・運営を行うこと。
- (2) 地域スポーツ指導者養成に関すること。
- (3) 指導者名簿を作成すること。
- (4) 日本体育協会、富山県体育協会との連絡調整を行うこと。
- (5) 研修に関わる予算・決算の処理を行う。

附則

本規定は平成 25 年 4 月 1 日から施行する。